

## 2012年から新しい生命保険料控除制度がスタートします！

1

### 「介護医療保険料控除」が新設されます。

- 従来の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加えて、介護・医療保険等に係る保険料について、「介護医療保険料控除」が別枠で新設されます。
- 所得補償保険は、「介護医療保険料控除」が適用されます。
- 従来、生命保険料だけで一般生命保険料控除の控除枠を使い切っていた場合でも、2012年1月1日以降に契約した所得補償保険があれば、「介護医療保険料控除」としての新たな控除枠を利用できます。

2

### 制度全体の適用限度額が拡大されます。

- 「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」をあわせた全体の適用限度額が所得税の場合、従来の10万円から12万円に拡充されます。
- ※個人住民税については、適用限度額7万円のまま変更はありません。

3

### 新制度は、2012年1月1日以降の保険始期契約から適用されます。

- 旧制度、新制度の対象は以下のとおりです。

「旧制度」適用契約	●2011年12月31日以前の保険始期契約 ※上記保険始期契約の団体契約に中途加入する場合を含む
「新制度」適用契約	●2012年1月1日以降の保険始期契約(更改契約・中途更改契約を含む)

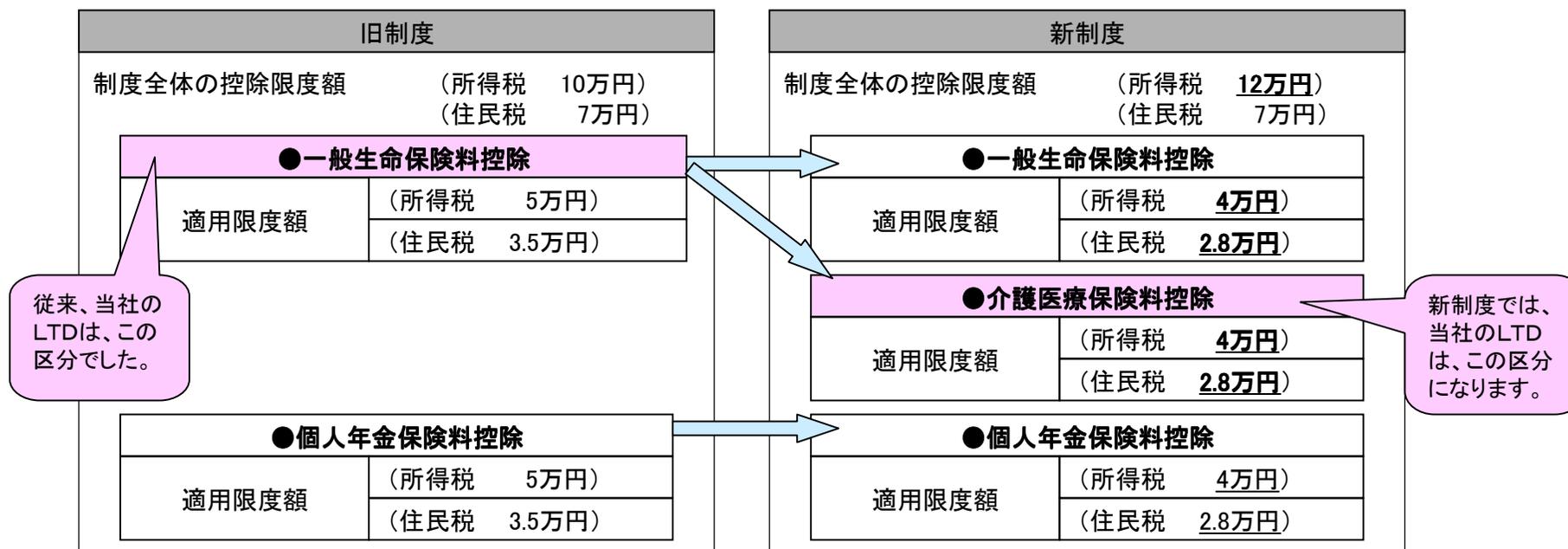
※改正後の新たな生命保険料控除制度を「新制度」、従来の生命保険料控除制度を「旧制度」としています。

# 新「生命保険料控除制度」の概要を説明します！①

## 1. 控除区分の新旧対比

●所得補償保険は、「介護医療保険料控除」が適用されます。当社のLTD(※)の対比表は次のようになります。

※対象契約は、個人契約の「長期就業不能所得補償保険」と「所得補償保険」、団体契約の「団体長期障害所得補償保険(任意加入)」です。



1 「介護医療保険料控除」の適用限度額は、所得税は4万円、住民税2.8万円です。

2 「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」は、それぞれ所得税5万円、住民税3.5万円から、所得税4万円、住民税2.8万円に変更になります。

3 全体の適用限度額は、所得税の場合は10万円から12万円に拡充されます。住民税は7万円のまま変更ありません。

◆ 2012年1月以降、リビングエールに新規加入すると、別枠の控除が受けられます！◆

2011年12月末現在、死亡保険や医療保険にご加入されている方は、所得税の控除限度額5万円の枠を使い切っていたのではないのでしょうか？

リビングエールは新設された「介護医療保険料控除」の対象になりますので、2012年1月以降にリビングエールに新規加入すると、従来の「5万円」にプラスして最大「4万円」の所得控除をすることができます(※)。

死亡保険	リビングエール	控除額合計
5万円	+ 4万円	= 9万円

※上記例は所得税の例。個人年金保険料控除を考慮していません。

# 新「生命保険料控除制度」の概要を説明します！②

## 2. 2012年以降の制度適用の判定の仕方

●新旧どちらの制度を適用するかは、保険契約の始期で判定します。

(例1) 2009年4月1日～2014年3月31日(5年間)の長期就業不能所得補償保険に加入している場合

・旧制度の「一般生命保険料控除」

(例2) 2009年4月1日～2012年3月31日(3年間)の長期就業不能所得補償保険を2012年度に更改した場合

・更改前契約(2009年4月1日～2012年3月31日)について2012年度に支払った保険料は旧制度の「一般生命保険料控除」

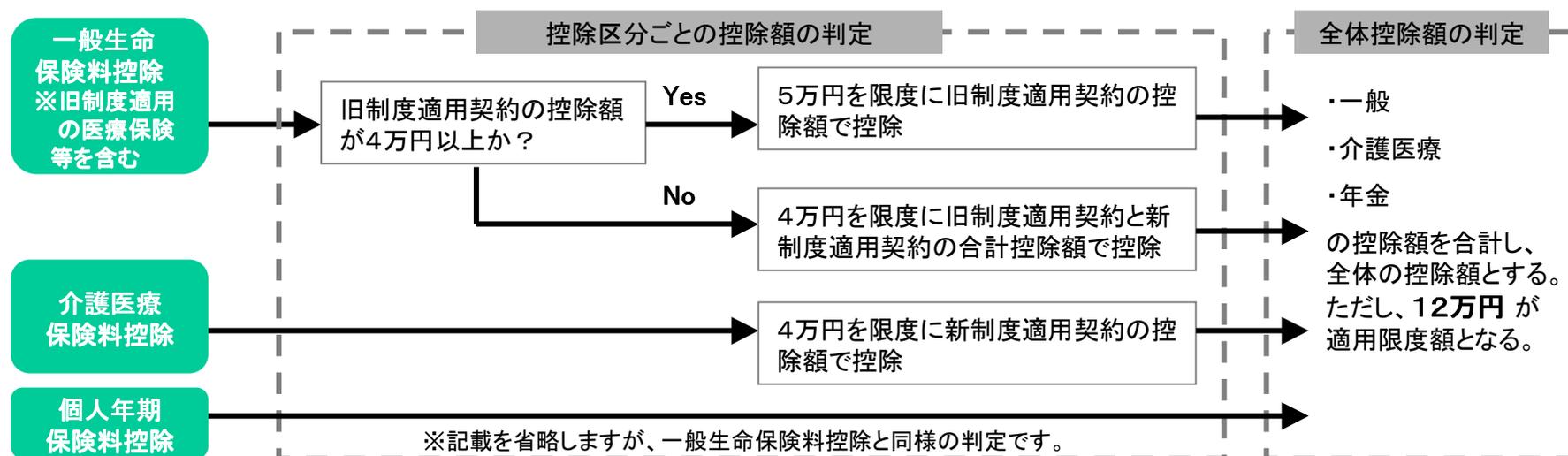
・更改後契約(2012年4月1日～2015年3月31日)について2012年度に支払った保険料は新制度の「介護医療保険料控除」

(例3) 2012年4月1日～2017年3月31日(5年間)の長期就業不能所得補償保険に新規加入した場合

・新制度の「介護医療保険料控除」

## 3. 2012年以降の控除額判定のフローチャート

●旧制度が適用される契約と新制度が適用される契約の双方にご契約の場合は、控除区分ごとに以下のとおり判定します。



# 新「生命保険料控除制度」の概要を説明します！③

## 4. 2012年の控除額判定の具体例(所得税の場合)

●Aさんの加入例で控除額を判定してみましょう。

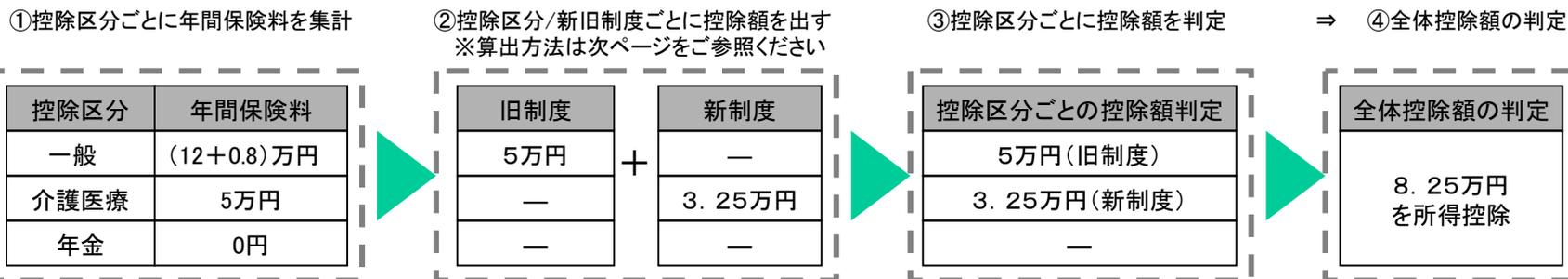
<b>Aさんの加入状況</b>	生命保険2005年10月1日～終身：月払10,000円(年間12万円) 長期就業不能所得補償保険2009年4月1日～2012年3月31日の3年契約を自動継続：更改前契約月払4,000円 更改後契約月払5,000円
-----------------	--

**手順1** 2012年度自動更改を迎えた長期就業不能所得補償保険を旧制度と新制度に分けて保険料を出します。

更改前契約は「旧制度」	更改後契約は「新制度」
2012年1月～2月に支払った保険料4,000円×2回(※)8,000円	2012年3月～12月に支払った保険料5,000円×10回(※)=50,000円

※口座振替保険料の支払は前払となっているため1か月ずれています。

**手順2** 4ステップの手順で控除額を判定します。



●Bさんの加入例で控除額を判定してみましょう。

<b>Bさんの加入状況</b>	生命保険2005年10月1日～終身：月払10,000円(年間12万円) 個人年金保険2010年10月1日～65歳まで：月払10,000円(年間12万円) 長期就業不能所得補償保険2012年4月1日～2017年3月31日の5年契約を新規加入：月払10,000円(口座振替前払)
-----------------	---



# 新「生命保険料控除制度」の概要を説明します！④

## 5. 控除額の計算方法

●旧制度および新制度の所得税・住民税の生命保険料控除額は以下のとおりです。

### 所得税

旧制度(一般・年金それぞれに適用)	
年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

新制度(一般・介護医療・年金それぞれに適用)	
年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

←前頁のAさん介護医療の控除額計算式

←前頁のBさん介護医療の控除額計算式

### 住民税

旧制度(一般・年金それぞれに適用)	
年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

新制度(一般・介護医療・年金それぞれに適用)	
年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

※税務の取扱いについては、将来変更となる場合があります。個別の取扱いにつきましては所轄の税務署等にご確認ください。

## ◆問い合わせ先

日立キャピタル損害保険株式会社

契約管理グループ

フリーダイヤル 0120-112-109

受付時間:午前9:00~午後5:00(土・日・祝日を除く)